

茨城県報 第4666号

昭和36年3月31日

金曜日

(明治25年3月17日
第三種郵便物認可)

目次

規 則	ページ	目 次	
◎茨城県行政書士法施行細則……………	1	◎計量器販売業者の登録……………	13
◎県民文化センター建設事務局設置規則……………	8	◎豚コレラ予防注射の命令……………	13
(人事委員会)		◎土地改良事業の認可(9件)……………	13
◎職員の給与に関する規則の一部改正……………	8	◎土地交換分合計画……………	15
告 示		◎道路区域の変更(6件)……………	16
◎道路区域の決定……………	9	◎道路の供用開始(6件)……………	18
◎道路区域の変更(3件)……………	9	◎都市計画事業の計画変更(4件)……………	20
◎道路の供用開始(4件)……………	11		
◎漁船損害補償の指定……………	12		
◎土地配分計画……………	12		

規 則

茨城県規則第34号

茨城県行政書士法施行細則を次のように定める。

昭和36年3月31日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県行政書士法施行細則

茨城県行政書士法施行細則(昭和26年茨城県規則第12号)の全部を改正する。

(受験資格の認定)

第1条 行政書士法(昭和26年法律第4号。以下「法」という。)第3条第3号に掲げる者が行政書士試験を受けようとするときは、履歴書に同条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有することを証明する書面を添えて知事に提出し、同条第3に該当する旨の認定を受けなければならない。

(試験期日等の公告)

第2条 知事は、行政書士試験の施行期日及び場所、受験願書の提出期限及び場所、その他試験の施行に関して必要な事項をあらかじめ公告する。

(受験願書)

第3条 行政書士試験を受けようとする者は、行政書士試験受験願書(様式第1号)に、履歴書、受験資格を有することを証明する書面及び写真(出願年1年以内に写した上半身正面向、無帽、手札型のもの。)を添えて、知事に提出しなければならない。

2 前項の者の納めるべき受験手数料の額は500円とし、茨城県収入証紙をもつて納付するものとする。

(試験科目及び方法)

第4条 行政書士試験は、筆記試験の方法により行なう。ただし、必要と認めるときは、口述試験の方法を併用する。

2 前項の筆記試験は、次の各号に掲げる科目について行なう。

- (1) 行政書士の業務に関し必要な法令
- (2) 一般常識
- (3) 作文

(試験委員)

第5条 行政書士試験に関する事務を行なわせるために10人以内の行政書士試験委員をおく。

2 行政書士試験委員は、学識経験を有する者及び職員の中から知事が委嘱し、又は命ずる。

(合格の公告及び通知)

第6条 行政書士試験の合格者を決定したときは、直ちに、その氏名を県報で公告するとともにその旨を本人に通知する。

(合格証の交付)

第7条 前条の合格者に対しては、行政書士試験合格証(様式第2号)を交付する。

2 前項の合格証を亡失し、又はき損した者は、その再交付を申請することができる。

(受験者の不正行為に対する措置)

第8条 不正の方法により行政書士試験を受け又は受けようとした者に対しては、受験を禁止し、又はその合格を取り消すものとする。

(登録の申請)

第9条 法第6条第1項の規定により行政書士の登録を受けようとする者は、行政書士登録申請書(様式第3号)に履歴書、戸籍抄本及び、行政書士となる資格を有することを証明する書面を添えて知事に提出しなければならない。

2 前項の者の納めるべき登録手数料の額は800円とし、茨城県収入証紙をもつて納付するものとする。

(登録事項)

第10条 行政書士の登録は、行政書士名簿に法第6条第1項に定める住所、生年月日及び事務所の所在地のほか、次の各号に掲げる事項を記載することにより行なう。

- (1) 本籍地
- (2) 登録番号及び登録年月日

(3) 行政書士となる資格の種類

(登録証明書)

第11条 行政書士の登録を受けた者に対しては、行政書士登録証明書(様式第4号)を交付する。

(登録事変更の届出)

第12条 行政書士は、行政書士名簿の登録事項に変更があつたときは、10日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(行政書士名簿の様式及び記載事項)

第13条 行政書士名簿は、様式第5号により調製し、第10条に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 出張所の所在地
- (2) 補助者の住所及び氏名
- (3) 法第14条第1項の規定による業務停止の処分を受けたときは、その旨及び処分を受けた年月日
- (4) 行政書士会入会及び退会年月日
- (5) 前各号に掲げるものの外必要と認められる事項

(他の都道府県の行政書士の認可)

第14条 法第6条第5項の規定による認可を受けようとする者は、行政書士資格認可申請書(様式第6号)に、他の都道府県において行政書士であつたことを証明する書面を添えて、知事に提出しなければならない。

(出張所の設置)

第15条 行政書士は、出張所を設けようとするときは、出張所設置認可申請書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(報酬の額)

第16条 行政書士がその業務に関して受けることのできる報酬の額は別表の通りとする。

(業務に関する帳簿)

第17条 行政書士は、その業務に関する帳簿(様式第8号)に法第10条第1項に定める事件の名称、年月日、受けた報酬の額及び依頼者の住所、氏名のほか、受託番号及び作製した書類の枚数を記載しなければならない。

(立入検査の証票)

第18条 法第13条第2項の証票は、様式第9号によるものとする。

(行政書士会会員名簿記載事項)

第19条 行政書士会は、会員名簿に行政書士法施行規則(昭和26年総理府令第5号)第14条第1項に定める行政書士の住所、氏名、生年月日、事務所の所在地のほか、次の各号に掲げる事項を記載しておかなければならない。

- (1) 出張所の所在地
- (2) 補助者の住所及び氏名

(第三種郵便物認可)

- (3) 会員証の番号
- (4) 入会及び退会年月日

付 則

この規則は、昭和36年4月1日から施行する。

様式第1号

行政書士試験受験願書

本 籍
 現 住 所
 ふりがな
 氏 名
 生年月日

私は行政書士試験を受験したく、別紙履歴書、写真及び受験資格を有する証書を添えてお願い
 します。

年 月 日

氏 名 ㊟

茨城県知事 氏 名 殿

様式第2号

年第 号

茨城県行政書士試験合格証

住 所
 氏 名
 生年月日

昭和26年法律第4号行政書士法による行政書士試験に合格したことを証明する。

昭和 年 月 日

茨城県知事 氏 名 知事印

様式第3号

行政書士登録申請書

ふりがな 氏 名		生年月日	明治 大正	昭和	年	月	日
ふりがな 本 籍 地							
ふりがな 現 住 所							
行政書士 試 験	合格番号		年 月 日	昭和	年	月	日
資 格							

行政書士法第6条の規定により行政書士の登録を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

昭和 年 月 日

氏 名 ㊟

茨城県知事 氏 名 殿

様式第4号

年第 号

行政書士登録証明書

住 所

氏 名

年月日生

上の者は、茨城県行政書士として、行政書士名簿に 年 第 号に登録された者であることを証明する。

昭和 年 月 日

茨城県知事 氏 名 知事印

様式第5号

登録番号			登録日		
本 簿			現住所		
氏 名			生年月日		
事務所の所在地					
出張所の所在地					
補助者	住所			氏 名	
行政書士試験資格	合 格 号			年月日	
行政書士会	入 会 日			退 会 日	
備 考					

様式第6号

行政書士資格認可申請書

氏 名		生年月日	
本 簿 地		現 住 所	
資 格			
行政書士であつた期間	年 月 日から	年 月 日まで	
申請理由			

行政書士法第6条第5項の規定による行政書士となる資格の認可を受けたいので別紙証書を添えて申請します。

年 月 日

氏 名 印

茨城県知事 氏 名 殿

様式第7号

出張所設置認可申請書

氏 名		生年月日	
行政書士登録番号		住 所	
出張所の所在地			

行政書士法第8条第2項の規定により出張所設置の認可を受たけいので申請します。

年 月 日

氏 名 印

茨城県知事 氏 名 殿

様式第8号

帳 簿

受託番号	受託年月日	件 名	書類の枚数	報 酬 額	依 頼 者 の 住 所 氏 名	備 考
第 号						
第 号						
第 号						
第 号						

様式第9号

第 号

立 入 検 査 票

職 氏 名

上の者は行政書士法第13条の規定により立入検査を行なう者であることを証明する。

年 月 日

茨城県知事 氏 名 知事印

行政書士法第13条（抜粋）

第13条 都道府県知事は必要があると認めるときは、日没から日出までの時間を除き当該吏員に行政書士の事務所又は出張所に立入り、その業務に関する帳簿及び関係書類を検査させることができる。

2 前項の場合においては、都道府県知事は、当該吏員に、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。

3 当該吏員は、第1項の立入検査をする場合においては、その身分を証明する証票を関係者に呈示しなければならない。

別 表

行 政 書 士 報 酬 額 表

1. 書 記 料

（種別）

(1) 書 類	（単位）	（報酬額）
1 請願書、陳情書、申請書、告訴状、上申書、始末書、答申書、理由書、事実証明書並びに権利及び義務の設定、変更及び消滅に関する書類及びこれに類するもの	1 枚	70円
2 契約書、戸籍届出書、毛筆書、履歴書及びこれに類するもの	1 枚	70円
3 その他の書類	1 枚	40円
(2) 図 面		
1 略 図	1 面	70円
2 見 取 図	1 面	150円
3 縮 尺 図	1 面	200円
(3) 書類提出の代理	1 件	40円
(4) 官公署公簿閲覧の代理	1 件	50円
(5) 業務に関連して事務所所在地以外の他の地に出張したときは、依頼者の承諾を得てその実費を請求することができる。		

註 1 書類又は、図面が複雑細密で特に文案又は、技能を必要とするものについては、あらかじめ依頼者の承諾を得て前記報酬額の10割以内を加算することができる。

2 上に掲げる報酬額の中には用紙の代金を含むものとする。

茨城県規則第35号

県民の文化センター建設事務局設置規則を次のように定める。

昭和36年3月31日

茨城県知事 岩 上 二 郎

県民文化センター建設事務局設置規則

(設置)

第1条 県民文化センター建設に関する事業の推進をはかるため、県民文化センター建設事務局(以下「事務局」という。)をおく。

(所掌事務)

第2条 事務局の所掌事務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 県民文化センター建設のために必要な調査及び企画に関すること。
- (2) 県民文化センター建設の資金計画及び資金調達に関すること。
- (3) 県民文化センター建設に係る事務の連絡調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、県民文化センター建設に関し必要な事項に関すること。

(局長及び次長の職)

第3条 事務局に局長及び次長をおく。

2 次長は、秘書公聴課長をもつてあてる。

(事務局の庶務事務)

第4条 事務局の予算、決算その他の庶務は、秘書公聴課において処理するものとする。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、事務局の組織並びに知事の権限に属する事務の委任及び事務の決裁等については、茨城県行政組織規則(昭和36年茨城県規則第6号)第4条第2項の規定によりおかれた局とみなす。

付 則

この規則は、昭和36年4月1日から施行する。

(人 事 委 員 会)

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

昭和36年3月31日

茨城県人事委員会

委員長 吉 永 時 次

茨城県人事委員会規則第9号**職員の給与に関する規則の一部を改正する規則**

職員の給与に関する規則(昭和36年茨城県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1給料表の適用範囲教育職給料表(□)の欄2の(2)中「児童指導員」を「児童指導員、職業指

「導員」に、同表研究職給料表の欄2中「調査研究係」を「調査研究課」に改め、同欄3中「罐詰製造業務」を削り、同欄4中「研究指導係」を造林経営部および林産保護部に改め、同欄の5を6とし、4の次に「5 農地部拓務課に勤務し、農業試験場に駐在する技術職員」を加え、同表医療職給料表(二)の欄4中「営農課」を「拓務課」に、同表医療職給料表(三)の欄中「営農課」を「拓務課」に改める。

別表第2行政職給料表等級別標準職務表3等級の欄の4の次に「5 海区漁業調整委員会の事務局の長の職務」を加え、4等級の欄中8を削る。

別表33給料の調整額表職員の項1の欄(2)中「および児童指導員」を「児童指導員および職業指導員」に改める。

付 則

この規則は、昭和36年4月1日から施行する。

告 示

茨城県告示第351号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、昭和36年3月31日から30日間茨城県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和36年3月31日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 主要地方道
- 2 路線名 川越古河線
- 3 道路の区域

整理 番号	路線名	区 間	敷 地 の 市 員	延 長		
				実延長	重用延長	計
26	川越 古河線	県界古河市	メートル 34.6~12.3	—	メートル 4,956	メートル 4,956
		古河市				

茨城県告示第352号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は昭和36年3月31日から30日間茨城県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和36年3月31日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 主要地方道
- 2 路線名 常陸太田笠間線

3 道路の区域

区 間	旧 新	敷地の巾員	延 長	摘 要
笠間市(道路元標)から 常陸太田市(道路元標) まで	旧	メートル 23.0~4.0	メートル 34,182.4	
常陸太田市主要地方道常 陸太田塙線分岐から 笠間市2級国道前橋水戸 線交点まで	新	23.0~4.0	34,455.0	

茨城県告示第353号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は昭和36年3月31日から30日間茨城県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和36年3月31日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 主要地方道
- 2 路線名 結城下妻線
- 3 道路の区域

区 間	旧 新	敷地の巾員	延 長	摘 要
結城市(旧結城町道路元 標)から 下妻市(旧下妻町道路元 標)まで	旧	メートル 15.5~4.5	メートル 16,401.1	
結城市大字結城字小塙前 橋水戸線分岐から 下妻市大字下妻字新町佐 原熊ヶ谷線交点まで	新	15.5~4.5	15,057.0	

茨城県告示第354号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は昭和36年3月31日から30日間茨城県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和36年3月31日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 主要地方道
- 2 路線名 下館北条線
- 3 道路の区域

区 間	旧 新	敷地の巾員	延 長	摘 要
下館市(旧下館町道路元 標)から 筑波郡筑波町(旧北条町 道路元標)まで	旧	メートル 11.6~5.3	メートル 18,402.4	

下館市中山410番地先主要
 地方道下館石岡線分岐か
 ら
 筑波郡筑波町大字北条字
 小沢67番地先佐原熊ヶ谷
 線交点まで

新

11.6~5.3

16,768.0

茨城県告示第355号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は昭和36年3月31日から30日間茨城県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和36年3月31日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路線名 主要地方道 川越古河線
- 2 供用開始の区間 古河市大字大堤主要地方道古河岩井線交点から
古河市大字中田県界まで
- 3 供用開始の期日 昭和36年3月31日

茨城県告示第356号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は昭和36年3月31日から30日間茨城県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和36年3月31日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路線名 主要地方道 常陸太田笠間線
- 2 供用開始の区間 常陸太田市東町2,141番地先から
笠間市笠間3,897番地先2級国道前橋水戸線交点まで
- 3 供用開始の期日 昭和36年3月31日

茨城県告示第357号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は昭和36年3月31日から30日間茨城県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和36年3月31日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路線名 主要地方道 結城下妻線
- 2 供用開始の区間 結城市大字結城字小塙4,291番地先から
下妻市大字下妻字新町195番地の2地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和36年3月31日

茨城県告示第358号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は昭和36年3月31日から30日間茨城県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和36年3月31日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 主要地方道 下館北条線
- 2 供用開始の区間 下館市下中山410番地先から
筑波郡筑波町大字北条字小沢67番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和36年3月31日

茨城県告示第359号

漁船損害補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるため事前届出があつたので、同令第5条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を2により縦覧に供する。

昭和36年3月31日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 届 出 事 項

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加 入 区	漁船損害補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
稲敷郡桜川村浮島 山田 豊ほか2名	浮 島	浮 島 漁業協同組合
行方郡潮来町延方徳島 松本 清ほか2名	延 方	延 方 漁業協同組合
行方郡潮来町大字水原475 浦橋与想エ開ほか2名	大 生 原	大生原漁業協同組合
那珂湊市阿字ヶ浦町 黒沢 兼吉ほか2名	磯 崎	磯 崎 漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間 昭和36年3月31日から 昭和36年4月30日
- (2) 縦覧場所

浮島, 延方, 大生原加入区	土浦市川口町 霞ヶ浦北浦水産事務所
磯 崎 加 入 区	那珂湊市磯崎町 磯崎漁業協同組合事務所

茨城県告示第360号

農地法第62条第2項の規定に基づいて土地配分計画を作成したから同法第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

昭和36年3月31日

茨城県知事 岩 上 二 郎

地区名	所在地			入植者		増反者		備考
	郡市	町村	字	予定売 渡口数	予定売 渡面積	予定売 渡口数	予定売 渡面積	
久米の3地区	久 慈	金砂郷				口 1	町 0.1300	残 地
磯原町の3地区	北茨城	磯 原				1	0.8414	買戻跡地
大井沢の6地区	水海道	奥 山				1	0.1119	//
渡里の10地区	水 戸	河和田				9	1.1928	残 地
渡里地区(吉田 工区の6地区)	水 戸	吉 沢	団	5	4.2016	口 町 95	12.1906	残 地

茨城県告示第361号

計量法第47条第1項の規定により次のとおり計量器販売の事業を登録した。

昭和36年3月31日

茨城県知事 岩 上 二 郎

ます(計量筒式ガソリン量器を除く)斗概及び化学用体積計

登録番号	登 録 年 月 日	所 舗 の 所 在 地	氏 名 又 は 名 称
第330号	昭和36年 3月31日	結城郡八千代村大字貝谷102番地	松 田 武 男

茨城県告示第362号

家畜伝染病予防法第6条の規定に基づき下記のとおり豚コレラ予防注射を受けることを命ずる。

昭和36年3月31日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

- 1 実施の目的 豚コレラの発生予防
- 2 実施する区域 県 下 一 円
- 3 実施の対象となる家畜の種類及びその範囲
豚
- 4 実施期日 昭和36年4月1日より昭和36年6月30日まで
- 5 実施の方法 豚コレラクリスタルバイオレット予防液の皮下注射による。
- 6 そ の 他 実施の細部について所轄家畜保健衛生所長の指示による。

茨城県告示第363号

昭和36年12月8日付をもつて八千代村大字大渡戸95番地の2代表者中山秋四郎ほか47名から申請のあつた大渡戸・大里地区土地改良事業については昭和36年3月30日認可したから土地改良法第95条第4項の規定により告示する。

昭和36年3月31日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第364号

昭和35年12月10日付農発第35号をもつて出島村長塚本明から申請のあつた下大津東部地区土地改良事業については昭和36年3月30日認可したから土地改良法第96条の2第5項の規定により告示する。

昭和36年3月31日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第365号

昭和35年12月15日付千発第321号をもつて千代川村長永瀬安衛から申請のあつた原西部地区の土地改良事業については昭和36年3月30日認可したから土地改良法第96条の2第5項の規定により告示する。

昭和36年3月31日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第366号

昭和35年12月23日付筑波町発第135号をもつて筑波町長遠藤重吉から申請のあつた上大島地区土地改良事業については昭和36年3月30日認可したから土地改良法第96条の2第5項の規定により告示する。

昭和36年3月31日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第367号

昭和35年12月22日付筑波町発第136号をもつて筑波町長遠藤長吉から申請のあつた寺貝作谷及び安食地区土地改良事業については昭和36年3月30日認可しから土地改良法第96条の2第5項の規定により告示する。

昭和36年3月31日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第368号

昭和35年12月27日付谷発第213号をもつて谷田部町長沼尻民平から申請のあつた刈間原地区土地改良事業については昭和36年3月30日認可したから土地改良法第96条の2第5項の規定により告示する。

昭和36年3月31日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第369号

昭和35年12月27日付谷発第215号をもつて谷田部町長沼尻民平から申請のあつた刈間地区土地改良事業については昭和36年3月30日認可したから土地改良法第96条の2第5項の規定により告示する。

昭和36年3月31日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第370号

昭和35年12月27日付谷発第216号をもつて谷田部町長沼尻民平から申請のあつた平塚土地改良事業については昭和36年3月30日認可したから土地改良法第96条の2第5項の規定により告示する。

昭和36年3月31日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第371号

昭和35年12月27日付谷発第214号をもつて谷田部町長沼尻民平から申請のあつた小野崎地区の土地改良事業については昭和36年3月30日認可したから土地改良法第96条の2第5項の規定により告示する。

昭和36年3月31日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第372号

下記事業主体から申請のあつた土地改良法第98条第7項(同法第111条において準用する場合を含む。)の規定による交換分合計画は、昭和36年3月30日認可したから同法同条第9項の規定により告示する。

昭和36年3月31日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

事業主体名	地区名
美野里町農業委員会	小岩戸地区
内原村農業委員会	築地, 赤尾関地区
出島村農業委員会	飲岡, 金川地区
東村農業委員会	下須田地区
下館市農業委員会	女方地区
協和村農業委員会	横塚地区
五霞村農業委員会	小手指地区
旭村農業委員会	東南部地区
大洋村農業委員会	汲上南部地区
出島村農業委員会	平尻, 崎浜地区

事業主体名	地区名
銚田町農業委員会	舟木地区
旭村農業委員会	大里, 葉谷地区
金砂郷村農業委員会	栗又四ヶ地区
玉里村農業委員会	大相, 鈴塚, 瓜代地区
守谷町農業委員会	上君山地区
江戸崎町農業委員会	谷貝地区
真壁町農業委員会	鎌庭地区
千代川村農業委員会	立木地区
利根町農業委員会	舟子地区
美浦村農業委員会	

岩井町農業委員会 半谷, 借宿, 駒跣地区
 笠間市農業委員会 飯田, 福田地区
 協和村農業委員会 小栗南部地区
 大和村農業委員会 三郷地区
 協和村農業委員会

大和村農業委員会
 岩瀬町農業委員会 古郡地区
 協和村農業委員会
 阿見町農業委員会 島津地区
 竜ヶ崎市農業委員会 薄倉地区

茨城県告示第373号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は昭和36年3月31日から30日間茨城県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和36年3月31日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 結 城 岩 井 線
- 3 道路の区域

区 間	旧 新	敷地の巾員	延 長	摘 要
結城市大字結城県道結城 停車場線分岐から	旧	メートル 3.6~15.0	メートル 31,757.6	猿島郡猿島町大字沓掛字道 久492番地の1地先から猿 島郡岩井町大字弓田字向山 860番地の1地先までの区 間において延長1,198メー トルを道路区域から除き新 たに1,180メートルを加え る。
猿島郡岩井町大字岩井主 要地方道古河岩井線交点 まで	新	3.6~15.0	31,739.6	

茨城県告示第374号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は昭和36年3月31日から30日間茨城県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和36年3月31日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 主要地方道
- 2 路 線 名 土 浦 野 田 線
- 3 道路の区域

区 間	旧 新	敷地の巾員	延 長	摘 要
土浦市大字永国765番地先 1級国道6号線分岐から	旧	メートル 5.0~22.5	メートル 34,221.0	水海道市豊岡町大字大境3 番地の1地先から猿島郡岩 井町大字大口83番地の1地 先までの区間において延長 568.6メートルを道路区域 から除き新たに526メー トルを加える。
猿島郡岩井町大字蕨打中 川1,449番地の3地先県界 まで	新	5.0~22.5	34,178.4	

茨城県告示第375号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和36年3月31日から30日間茨城県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和36年3月31日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 主要地方道
- 2 路線名 古河岩井線
- 3 道路の区域

区 間	旧 新	敷地の巾員	延 長	摘 要
古河市大字古河2丁目5,6 14番地の1地先主要地方 道佐野古河線交点から 猿島郡岩井町大字辺田字 大六天349番地の1地先主 要地方道土浦野田線交点 まで	旧	メートル 4.2~11.5	メートル 28,528.0	猿島郡境町大字伏木1,262 番地の1地先から同町同字 827番地先までの区間にお いて延長286メートルを道 路区域から除き新たに285 メートルを加える。
	新	4.2~11.5	28,527.0	

茨城県告示第376号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の基定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和36年3月31日から30日間茨城県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和36年3月31日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 主要地方道
- 2 路線名 古河岩井線
- 3 道路の区域

区 間	旧 新	敷地の巾員	延 長	摘 要
古河市大字古河2丁目5,6 14番地の1地先主要地方 道佐野古河線交点から 猿島郡岩井町大字辺田字 大六天349番地の1地先主 要地方道土浦野田線交点 まで	旧	メートル 4.2~11.5	メートル 28,527.0	猿島郡岩井町大字辺田字原 1,148番地の3地先から同 字1,147番地の9地先まで の道路区域延長180メー トルの区間の最小巾員4.8メ ートルないし最大6.5メー トルを巾員7.5メートルに 変更する。
	新	4.2~11.5	28,527.0	

茨城県告示第377号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は昭和36年3月31日から30日間茨城県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和36年3月31日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 主要地方道
- 2 路線名 土浦野田線
- 3 道路の区域

区 間	旧 新	敷地の巾員	延 長	摘 要
土浦市大字永国765番地先 1級国道6号分岐線から	旧	メートル 5.0~22.5	メートル 34,178.4	猿島郡岩井町大字辺田字大 六天383番地の1地先から 猿島郡岩井町大字下出島字 古山前183番地先までの区 間において延長809メート ルを道路の区域から除き新 たに740メートルを加える。
猿島郡岩井町大字蕙打中 川1,449番地の3地先県界 まで	新	5.0~22.5	34,549.4	

茨城県告示第378号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は昭和36年3月31日から30日間茨城県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和36年3月31日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 主要地方道
- 2 路線名 古河岩井線
- 3 道路の区域

区 間	旧 新	敷地の巾員	延 長	摘 要
古河市大字古河2丁目5,6 14番地の1地先主要地方 道佐野古河線交点から	旧	メートル 4.2~11.5	メートル 28,527.0	猿島郡岩井町大字辺田字舟 後作342番地の3から猿島 郡岩井町大字辺田字宅地付 340番地先まで延長27メ ートルを道路の区域から除き 猿島郡岩井町大字辺田字宅 地付340番地先から同字349 番地の1地先まで111メ ートルを道路の区域に加える
猿島郡岩井町大字辺田字 宅地付349番地の1地先主 要地方道土浦野田線交点 まで	新	4.2~11.5	28,611.0	

茨城県告示第379号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は昭和36年3月31日から30日間茨城県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和36年3月31日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路線名 県道 結城岩井線
- 2 供用開始の区間 猿島郡猿島町大字沓掛字道久492番地の1地先から
猿島郡岩井町大字弓田字向山860番地の1地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和36年3月31日

茨城県告示第380号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は昭和36年3月31日から30日間茨城県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和36年3月31日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 主要地方道 土浦野田線
 - 2 供用開始の区間 水海道市豊岡町大字大境3番地の1地先から
猿島郡岩井町大字大口83番地の1地先まで
 - 3 供用開始の期日 昭和36年3月31日
-

茨城県告示第381号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は昭和36年3月31日から30日間茨城県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和36年3月31日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 主要地方道 古河岩井線
 - 2 供用開始の区間 猿島郡境町大字伏木1,262番地の1地先から
猿島郡境町大字伏木827番地先まで
 - 3 供用開始の期日 昭和36年3月31日
-

茨城県告示第382号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の基礎に基づき、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は昭和36年3月31日から30日間茨城県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和36年3月31日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 主要地方道 古河岩井線
 - 2 供用開始の区間 猿島郡岩井町大字辺田字原1,148番地の3地先から
猿島郡岩井町大字辺田字原1,147番地の9地先まで
 - 3 供用開始の期日 昭和36年3月31日
-

茨城県告示第383号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は昭和36年3月31日から30日間茨城県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和36年3月31日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 主要地方道 土浦野田線

- 2 供用開始の区間 猿島郡岩井町大字辺田字大六天383番地の1から
猿島郡岩井町大字下出島字古山前183番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和36年3月31日

茨城県告示第384号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は昭和36年3月31日から30日間茨城県土木部道路課において一般の縦覧に供する。
昭和36年3月31日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 主要地方道 古河岩井線
- 2 供用開始の区間 猿島郡岩井町大字辺田字宅地付340番地先から
猿島郡岩井町大字辺田字宅地付349番地の1地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和36年3月31日

茨城県告示第385号

勝田都市計画勝田土地区画整理事業の事業計画のうち資金計画を変更したから、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第55条第9項の規定により公示する。

昭和36年3月31日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 事業の名称 勝田都市計画勝田土地区画整理事業
- 2 事務所の所在地 勝田市大字武田1,091番地の1
- 3 事業計画変更の年月日
昭和36年3月30日

茨城県告示第386号

日立都市計画多賀土地区画整理事業の事業計画のうち資金計画を変更したから、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第55条第9項の規定により公示する。

昭和36年3月31日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 事業の名称 日立都市計画多賀土地区画整理事業
- 2 事務所の所在地 日立市多賀町41番地
- 3 事業計画変更の年月日
昭和36年3月30日

茨城県告示第387号

那珂湊都市計画那珂湊復興土地区画整理事業の事業計画のうち資金計画を変更したから、土地区

画整理法(昭和29年法律第119号)第55条第9項の規定により公示する。

昭和36年3月31日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 事業の名称 那珂湊都市計画那珂湊復興土地区画整理事業
- 2 事務所の所在地 旧, 那珂湊市1丁目東那珂地区建設事務所
新, 那珂湊市積迦町5, 676番地
- 3 事業計画変更の年月日
昭和36年3月31日

茨城県告示第388号

那珂湊都市計画那珂湊臨港土地区画整理事業の事業計画のうち資金計画を変更したから、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第55条第9項の規定により公示する。

昭和36年3月31日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 事業の名称 那珂湊都市計画那珂湊臨港土地区画整理事業
- 2 事務所の所在地 旧, 那珂湊市1丁目東那珂地区建設事務所
新, 那珂湊市積迦町5, 676番地
- 3 事業計画変更の年月日
昭和36年3月30日

■ 県政の総覧 ~ 県民の六法 ■

☆ 茨 城 県 報 ☆

茨城県の行政機構・財政・農林・水産・商工・土木・衛生・労働・公安・教育・文化・民政等あらゆる行政にわたる県民の権利・自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例・規則・告示・公告等は、いずれも「茨城県報」に掲載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知ってもらわねばならないので、県では実費でこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、総務部文書課あてお申し込み下さい。購読料は、送料とも1カ月100円であります。

毎週月・水・金曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 1.000 円)

茨城県水戸市北三ノ丸119番地

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所